

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
目次	目 次	目 次
	<p>山口県土木工事共通仕様書(森林土木編) . . . . . 1</p> <p>表1-1 (森林土木<b>工事</b>)段階確認一覧表 . . . . . 2</p> <p>第4編 治山防潮工等</p> <p>第1章 築堤・護岸 . . . . . 4</p> <p>第2章 堤防・護岸 . . . . . 6</p> <p>第3章 突堤 . . . . . 19</p> <p>第4章 離岸堤、潜堤 . . . . . 27</p> <p>第5章 砂丘造成等 . . . . . 30</p> <p>第5編 溪間・山腹工等</p> <p>第1章 共通施工 . . . . . 33</p> <p>第2章 コンクリート工 . . . . . 42</p> <p>第3章 溪間工 . . . . . 43</p> <p>第4章 流路工 . . . . . 53</p> <p>第5章 山腹工 . . . . . 56</p> <p>第6章 地すべり防止工 . . . . . 72</p> <p>第7章 なだれ防止林造成 . . . . . 80</p> <p>第8章 森林整備 . . . . . 83</p> <p>第9章 保安林管理道整備 . . . . . 88</p> <p>第6編 林道</p> <p>第1章 林道 . . . . . 89</p> <p>第2章 舗装 . . . . . 101</p> <p>第3章 橋梁下部 . . . . . 107</p> <p>第4章 鋼橋上部 . . . . . 117</p> <p>第5章 コンクリート橋上部 . . . . . 123</p> <p>第6章 木造橋上部 . . . . . 137</p> <p>第7章 トンネル(NATM) . . . . . 139</p> <p>第8章 道路維持 . . . . . 150</p> <p>第9章 雪寒 . . . . . 168</p> <p>第10章 道路修繕 . . . . . 172</p>	<p>山口県土木工事共通仕様書(森林土木編) . . . . . 1</p> <p>表1-1 (森林土木<b>事業</b>)段階確認一覧表 . . . . . 2</p> <p>第4編 治山防潮工等</p> <p>第1章 築堤・護岸 . . . . . 4</p> <p>第2章 堤防・護岸 . . . . . 6</p> <p>第3章 突堤 . . . . . 24</p> <p>第4章 離岸堤、潜堤 . . . . . 35</p> <p>第5章 砂丘造成等 . . . . . 39</p> <p>第5編 溪間・山腹工等</p> <p>第1章 共通施工 . . . . . 43</p> <p>第2章 コンクリート工 . . . . . 56</p> <p>第3章 溪間工 . . . . . 57</p> <p>第4章 流路工 . . . . . 71</p> <p>第5章 山腹工 . . . . . 75</p> <p>第6章 地すべり防止工 . . . . . 98</p> <p>第7章 なだれ防止林造成 . . . . . 109</p> <p>第8章 森林整備 . . . . . 113</p> <p>第9章 保安林管理道整備 . . . . . 120</p> <p>第6編 林道</p> <p>第1章 林道 . . . . . 121</p> <p>第2章 舗装 . . . . . 137</p> <p>第3章 橋梁下部 . . . . . 146</p> <p>第4章 鋼橋上部 . . . . . 159</p> <p>第5章 コンクリート橋上部 . . . . . 167</p> <p>第6章 木造橋上部 . . . . . 187</p> <p>第7章 トンネル(NATM) . . . . . 189</p> <p>第8章 道路維持 . . . . . 204</p> <p>第9章 雪寒 . . . . . 229</p> <p>第10章 道路修繕 . . . . . 234</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
1	<p style="text-align: center;"><b>山口県土木工事共通仕様書（森林土木編）</b></p> <p><b>1. はじめに</b></p> <p>本編は、山口県土木工事共通仕様書の分冊であり森林土木<b>工事</b>に係る（治山防潮工等、溪間・山腹工等、林道）について定めたものである。</p> <p>第1編 共通工 第2編 材料編 第3編 土木工事共通編</p> <p style="margin-left: 150px;">} 山口県土木工事共通仕様書 (山口県土木建築部)による。</p> <p><b>2. 【第3編 土木工事共通編（追記事項）】</b></p> <p>受注者は、1-1-3 「監督職員による確認及び立会等」の「表1-1 段階確認一覧表」とあわせて、表1-1（森林土木<b>工事</b>）段階確認一覧表に示す確認時期においても段階確認を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>山口県土木工事共通仕様書（森林土木編）</b></p> <p><b>1. はじめに</b></p> <p>本編は、山口県土木工事共通仕様書の分冊であり森林土木事業に係る（治山防潮工等、溪間・山腹工等、林道）について定めたものである。</p> <p>第1編 共通工 第2編 材料編 第3編 土木工事共通編</p> <p style="margin-left: 150px;">} 山口県土木工事共通仕様書 (山口県土木建築部)による。</p> <p><b>2. 【第3編 土木工事共通編（追記事項）】</b></p> <p>受注者は、1-1-3 「監督職員による確認及び立会等」の「表1-1 段階確認一覧表」とあわせて、表1-1（森林土木<b>事業</b>）段階確認一覧表に示す確認時期においても段階確認を受けなければならない。</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行																																																																																																						
2	<p style="text-align: center;">表 1-1 (森林土木 <b>工事</b>) 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">治山ダム工  山腹工(コンクリート土留工)等これらを類する工事を含む。</td> <td>流心・丁張確認 法線設置完了時(流心確認)</td> <td>中心杭より縦横断の方向杭(控え杭の確認)、工所用BM</td> </tr> <tr> <td>土質確認 土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質状況</td> </tr> <tr> <td>岩盤確認 岩盤露出時</td> <td>露出位置、高さ、岩質</td> </tr> <tr> <td>床掘確認 掘削完了時</td> <td>高さ、幅、延長 地盤反力(土砂)の確認</td> </tr> <tr> <td>型枠確認 初回の型枠設置後</td> <td>高さ、幅、延長、法勾配</td> </tr> <tr> <td>打設時の施工状況確認 第1ロットまたは1回/1構造物</td> <td>施工状況把握チェックシートによる</td> </tr> <tr> <td>テストハンマーによる強度試験 打設から4週間以上経過時</td> <td>コンクリート圧縮強度</td> </tr> <tr> <td>埋戻し・仕上げ確認 埋戻し施工前</td> <td>出来形 側壁・間詰工の取付位置 他</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">森林整備</td> <td>下刈確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>つる切確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>除伐確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>枝落し標準地確認 標準地(10m×10m)設置後</td> <td>成立本数、枝落し高 等 標準地野帳を提出</td> </tr> <tr> <td>枝落し確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>本数調整伐標準地確認 標準地(10m×10m)設置後</td> <td>成立本数、胸高直径、樹高 等 標準地野帳を提出</td> </tr> <tr> <td>本数調整伐選木確認 選木完了後</td> <td>全体の選木状況を確認</td> </tr> <tr> <td>本数調整伐確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認(伐倒木の整理等)</td> </tr> <tr> <td>植栽工 地拵確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>植栽工 苗木検収 苗木搬入後(現場搬入前)</td> <td>数量、苗木規格、徒長した根張りの悪い苗等生育状況の確認</td> </tr> <tr> <td>除地の確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>作業歩道確認 必要に応じて立会</td> <td>設置箇所、延長等 数量確認資料を提出</td> </tr> <tr> <td>柵工・筋工確認 必要に応じて立会</td> <td>設置箇所、延長等 数量確認資料を提出</td> </tr> <tr> <td>建設副産物関係 搬出数量確認 搬出前</td> <td>運搬方法等の確認 (積載容量の確認など)</td> </tr> <tr> <td>材料検収関係 材料検収 必要に応じて立会</td> <td>材料検収</td> </tr> </tbody> </table>	工種	確認時期	確認項目	治山ダム工  山腹工(コンクリート土留工)等これらを類する工事を含む。	流心・丁張確認 法線設置完了時(流心確認)	中心杭より縦横断の方向杭(控え杭の確認)、工所用BM	土質確認 土(岩)質の変化した時	土(岩)質状況	岩盤確認 岩盤露出時	露出位置、高さ、岩質	床掘確認 掘削完了時	高さ、幅、延長 地盤反力(土砂)の確認	型枠確認 初回の型枠設置後	高さ、幅、延長、法勾配	打設時の施工状況確認 第1ロットまたは1回/1構造物	施工状況把握チェックシートによる	テストハンマーによる強度試験 打設から4週間以上経過時	コンクリート圧縮強度	埋戻し・仕上げ確認 埋戻し施工前	出来形 側壁・間詰工の取付位置 他	森林整備	下刈確認 必要に応じて立会	状況確認	つる切確認 必要に応じて立会	状況確認	除伐確認 必要に応じて立会	状況確認	枝落し標準地確認 標準地(10m×10m)設置後	成立本数、枝落し高 等 標準地野帳を提出	枝落し確認 必要に応じて立会	状況確認	本数調整伐標準地確認 標準地(10m×10m)設置後	成立本数、胸高直径、樹高 等 標準地野帳を提出	本数調整伐選木確認 選木完了後	全体の選木状況を確認	本数調整伐確認 必要に応じて立会	状況確認(伐倒木の整理等)	植栽工 地拵確認 必要に応じて立会	状況確認	植栽工 苗木検収 苗木搬入後(現場搬入前)	数量、苗木規格、徒長した根張りの悪い苗等生育状況の確認	除地の確認 必要に応じて立会	状況確認	作業歩道確認 必要に応じて立会	設置箇所、延長等 数量確認資料を提出	柵工・筋工確認 必要に応じて立会	設置箇所、延長等 数量確認資料を提出	建設副産物関係 搬出数量確認 搬出前	運搬方法等の確認 (積載容量の確認など)	材料検収関係 材料検収 必要に応じて立会	材料検収	<p style="text-align: center;">表 1-1 (森林土木 <b>事業</b>) 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">治山ダム<b>工事</b>  山腹<b>工事</b>(コンクリート土留工)等これらを類する工事を含む。</td> <td>流心・丁張確認 法線設置完了時(流心確認)</td> <td>中心杭より縦横断の方向杭(控え杭の確認)、工所用BM</td> </tr> <tr> <td>土質確認 土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質状況</td> </tr> <tr> <td>岩盤確認 岩盤露出時</td> <td>露出位置、高さ、岩質</td> </tr> <tr> <td>床掘確認 掘削完了時</td> <td>高さ、幅、延長 地盤反力(土砂)の確認</td> </tr> <tr> <td>型枠確認 初回の型枠設置後</td> <td>高さ、幅、延長、法勾配</td> </tr> <tr> <td>打設時の施工状況確認 第1ロットまたは1回/1構造物</td> <td>施工状況把握チェックシートによる</td> </tr> <tr> <td>テストハンマーによる強度試験 打設から4週間以上経過時</td> <td>コンクリート圧縮強度</td> </tr> <tr> <td>埋戻し・仕上げ確認 埋戻し施工前</td> <td>出来形 側壁・間詰工の取付位置 他</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">森林整備<b>工事</b></td> <td>下刈確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>つる切確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>除伐確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>枝落し標準地確認 標準地(10m×10m)設置後</td> <td>成立本数、枝落し高 等 標準地野帳を提出</td> </tr> <tr> <td>枝落し確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>本数調整伐標準地確認 標準地(10m×10m)設置後</td> <td>成立本数、胸高直径、樹高 等 標準地野帳を提出</td> </tr> <tr> <td>本数調整伐選木確認 選木完了後</td> <td>全体の選木状況を確認</td> </tr> <tr> <td>本数調整伐確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認(伐倒木の整理等)</td> </tr> <tr> <td>植栽工 地拵確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>植栽工 苗木検収 苗木搬入後(現場搬入前)</td> <td>数量、苗木規格、徒長した根張りの悪い苗等生育状況の確認</td> </tr> <tr> <td>除地の確認 必要に応じて立会</td> <td>状況確認</td> </tr> <tr> <td>作業歩道確認 必要に応じて立会</td> <td>設置箇所、延長等 数量確認資料を提出</td> </tr> <tr> <td>柵工・筋工確認 必要に応じて立会</td> <td>設置箇所、延長等 数量確認資料を提出</td> </tr> <tr> <td>建設副産物関係 搬出数量確認 搬出前</td> <td>運搬方法等の確認 (積載容量の確認など)</td> </tr> <tr> <td>材料検収関係 材料検収 必要に応じて立会</td> <td>材料検収</td> </tr> </tbody> </table>	工事	確認時期	確認項目	治山ダム <b>工事</b>  山腹 <b>工事</b> (コンクリート土留工)等これらを類する工事を含む。	流心・丁張確認 法線設置完了時(流心確認)	中心杭より縦横断の方向杭(控え杭の確認)、工所用BM	土質確認 土(岩)質の変化した時	土(岩)質状況	岩盤確認 岩盤露出時	露出位置、高さ、岩質	床掘確認 掘削完了時	高さ、幅、延長 地盤反力(土砂)の確認	型枠確認 初回の型枠設置後	高さ、幅、延長、法勾配	打設時の施工状況確認 第1ロットまたは1回/1構造物	施工状況把握チェックシートによる	テストハンマーによる強度試験 打設から4週間以上経過時	コンクリート圧縮強度	埋戻し・仕上げ確認 埋戻し施工前	出来形 側壁・間詰工の取付位置 他	森林整備 <b>工事</b>	下刈確認 必要に応じて立会	状況確認	つる切確認 必要に応じて立会	状況確認	除伐確認 必要に応じて立会	状況確認	枝落し標準地確認 標準地(10m×10m)設置後	成立本数、枝落し高 等 標準地野帳を提出	枝落し確認 必要に応じて立会	状況確認	本数調整伐標準地確認 標準地(10m×10m)設置後	成立本数、胸高直径、樹高 等 標準地野帳を提出	本数調整伐選木確認 選木完了後	全体の選木状況を確認	本数調整伐確認 必要に応じて立会	状況確認(伐倒木の整理等)	植栽工 地拵確認 必要に応じて立会	状況確認	植栽工 苗木検収 苗木搬入後(現場搬入前)	数量、苗木規格、徒長した根張りの悪い苗等生育状況の確認	除地の確認 必要に応じて立会	状況確認	作業歩道確認 必要に応じて立会	設置箇所、延長等 数量確認資料を提出	柵工・筋工確認 必要に応じて立会	設置箇所、延長等 数量確認資料を提出	建設副産物関係 搬出数量確認 搬出前	運搬方法等の確認 (積載容量の確認など)	材料検収関係 材料検収 必要に応じて立会	材料検収
工種	確認時期	確認項目																																																																																																						
治山ダム工  山腹工(コンクリート土留工)等これらを類する工事を含む。	流心・丁張確認 法線設置完了時(流心確認)	中心杭より縦横断の方向杭(控え杭の確認)、工所用BM																																																																																																						
	土質確認 土(岩)質の変化した時	土(岩)質状況																																																																																																						
	岩盤確認 岩盤露出時	露出位置、高さ、岩質																																																																																																						
	床掘確認 掘削完了時	高さ、幅、延長 地盤反力(土砂)の確認																																																																																																						
	型枠確認 初回の型枠設置後	高さ、幅、延長、法勾配																																																																																																						
	打設時の施工状況確認 第1ロットまたは1回/1構造物	施工状況把握チェックシートによる																																																																																																						
	テストハンマーによる強度試験 打設から4週間以上経過時	コンクリート圧縮強度																																																																																																						
	埋戻し・仕上げ確認 埋戻し施工前	出来形 側壁・間詰工の取付位置 他																																																																																																						
森林整備	下刈確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	つる切確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	除伐確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	枝落し標準地確認 標準地(10m×10m)設置後	成立本数、枝落し高 等 標準地野帳を提出																																																																																																						
	枝落し確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	本数調整伐標準地確認 標準地(10m×10m)設置後	成立本数、胸高直径、樹高 等 標準地野帳を提出																																																																																																						
	本数調整伐選木確認 選木完了後	全体の選木状況を確認																																																																																																						
	本数調整伐確認 必要に応じて立会	状況確認(伐倒木の整理等)																																																																																																						
	植栽工 地拵確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	植栽工 苗木検収 苗木搬入後(現場搬入前)	数量、苗木規格、徒長した根張りの悪い苗等生育状況の確認																																																																																																						
	除地の確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	作業歩道確認 必要に応じて立会	設置箇所、延長等 数量確認資料を提出																																																																																																						
	柵工・筋工確認 必要に応じて立会	設置箇所、延長等 数量確認資料を提出																																																																																																						
	建設副産物関係 搬出数量確認 搬出前	運搬方法等の確認 (積載容量の確認など)																																																																																																						
材料検収関係 材料検収 必要に応じて立会	材料検収																																																																																																							
工事	確認時期	確認項目																																																																																																						
治山ダム <b>工事</b>  山腹 <b>工事</b> (コンクリート土留工)等これらを類する工事を含む。	流心・丁張確認 法線設置完了時(流心確認)	中心杭より縦横断の方向杭(控え杭の確認)、工所用BM																																																																																																						
	土質確認 土(岩)質の変化した時	土(岩)質状況																																																																																																						
	岩盤確認 岩盤露出時	露出位置、高さ、岩質																																																																																																						
	床掘確認 掘削完了時	高さ、幅、延長 地盤反力(土砂)の確認																																																																																																						
	型枠確認 初回の型枠設置後	高さ、幅、延長、法勾配																																																																																																						
	打設時の施工状況確認 第1ロットまたは1回/1構造物	施工状況把握チェックシートによる																																																																																																						
	テストハンマーによる強度試験 打設から4週間以上経過時	コンクリート圧縮強度																																																																																																						
	埋戻し・仕上げ確認 埋戻し施工前	出来形 側壁・間詰工の取付位置 他																																																																																																						
森林整備 <b>工事</b>	下刈確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	つる切確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	除伐確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	枝落し標準地確認 標準地(10m×10m)設置後	成立本数、枝落し高 等 標準地野帳を提出																																																																																																						
	枝落し確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	本数調整伐標準地確認 標準地(10m×10m)設置後	成立本数、胸高直径、樹高 等 標準地野帳を提出																																																																																																						
	本数調整伐選木確認 選木完了後	全体の選木状況を確認																																																																																																						
	本数調整伐確認 必要に応じて立会	状況確認(伐倒木の整理等)																																																																																																						
	植栽工 地拵確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	植栽工 苗木検収 苗木搬入後(現場搬入前)	数量、苗木規格、徒長した根張りの悪い苗等生育状況の確認																																																																																																						
	除地の確認 必要に応じて立会	状況確認																																																																																																						
	作業歩道確認 必要に応じて立会	設置箇所、延長等 数量確認資料を提出																																																																																																						
	柵工・筋工確認 必要に応じて立会	設置箇所、延長等 数量確認資料を提出																																																																																																						
	建設副産物関係 搬出数量確認 搬出前	運搬方法等の確認 (積載容量の確認など)																																																																																																						
材料検収関係 材料検収 必要に応じて立会	材料検収																																																																																																							



山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
4	<p style="text-align: center;"><b>第4編 治山防潮工等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 築堤・護岸</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-1-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林及びその周辺で行われる工事における矢板護岸工その他これに類する工事について適用する。</p> <p>4-1-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>構造物撤去工、仮設工は、<u>第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>4-1-1-3 水位、潮位の観測 受注者は、海岸防災林及びその周辺で行われる工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-1-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準等と設計図書に相違がある場合又は、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 水産庁 「漁港・漁場の施設の設計参考図書」 (平成27年7月17日)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4編 治山防潮工等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 築堤・護岸</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-1-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林及びその周辺で行われる工事における矢板護岸工その他これに類する工事について適用する。</p> <p>4-1-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>構造物撤去工、仮設工は、<u>第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>4-1-1-3 水位、潮位の観測 受注者は、海岸防災林及びその周辺で行われる工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-1-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準等と設計図書に相違がある場合又は、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (平成27年4月)</p> <p>(2) 参考資料 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 水産庁 「漁港・漁場の施設の設計参考図書」 (平成27年7月17日)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
6	<p style="text-align: center;"><b>第2章 堤防・護岸</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-2-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>4-2-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>構造物撤去工、仮設工は、<u>第3編第2章第9節構造物撤去工、第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>4-2-1-3 潮位観測 受注者は、潮位の影響を受ける工事を実施する期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p>4-2-1-4 異常気象対策 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p>4-2-1-5 その他 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料 土木学会海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月) 水産庁 「漁港・漁場の施設の設計参考図書」 (平成27年7月17日)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (平成27年4月)</p> <p>(2) 参考資料 土木学会海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月) 水産庁 「漁港・漁場の施設の設計参考図書」 (平成27年7月17日)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
19	<p style="text-align: center;"><b>第3章 突 堤</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-3-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>4-3-1-2 適用規定 1. 土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。 2. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。 3. 本章に特に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>の規定による。</p> <p>4-3-1-3 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p>4-3-1-4 避難場所の確保 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p>4-3-1-5 その他 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月) 水産庁 「漁港・漁場の施設の設計参考図書」 (平成27年7月17日)</p>	<p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (平成27年4月)</p> <p>(2) 参考資料 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月) 水産庁 「漁港・漁場の施設の設計参考図書」 (平成27年7月17日)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
27	<p style="text-align: center;"><b>第4章 離岸堤、潜堤</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-4-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>4-4-1-2 適用規定 1. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。 2. 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</p> <p>4-4-1-3 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p>4-4-1-4 避難場所確保及び退避設備 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p>4-4-1-5 その他 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月) 水産庁 「漁港・漁場の施設の設計参考図書」 (平成27年7月17日)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (平成27年4月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
30	<p style="text-align: center;"><b>第5章 砂丘造成等</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-5-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における土工、砂丘造成、森林造成、防風林の造成、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>4-5-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>2. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>3. 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-5-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 <span style="color: red;">(令和4年6月)</span></p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-5-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 <span style="float: right;">(平成27年4月)</span></p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
43	<p style="text-align: center;"><b>第3章 溪間工</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>5-3-1-1 適用工種</p> <p>本章は、溪間工における土工、法面工、仮締切工、コンクリート治山ダム工、鋼製治山ダム工、木製治山ダム工、根固工、治山ダム付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-3-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編</u>、<u>第2編材料編</u>、<u>第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p>林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2013年制定] (2013年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成29年11月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p>林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施行編) (平成30年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成29年11月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行																														
56	<p style="text-align: center;"><b>第5章 山腹工</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>5-5-1-1 適用工種</p> <p>本章は、山腹工における土工、法切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、暗渠工、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-5-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p>林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p> <table border="0"> <tr> <td>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</td> <td>(令和 元年 5 月)</td> </tr> <tr> <td>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針</td> <td>(平成 25 年 10 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td> <td>(平成 24 年 7 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td> <td>(平成 22 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針</td> <td>(平成 11 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル</td> <td>(平成 26 年 8 月)</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説</td> <td>(平成 24 年 5 月)</td> </tr> <tr> <td>PC フレーム協会 PC フレーム工法設計・施工の手引き</td> <td>(平成 24 年 9 月)</td> </tr> <tr> <td>斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領</td> <td>(平成 28 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領</td> <td>(平成 19 年 12 月)</td> </tr> </table>	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(令和 元年 5 月)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	(平成 25 年 10 月)	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)	日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)	土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル	(平成 26 年 8 月)	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成 24 年 5 月)	PC フレーム協会 PC フレーム工法設計・施工の手引き	(平成 24 年 9 月)	斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領	(平成 28 年 3 月)	斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	(平成 19 年 12 月)	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p>林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p> <table border="0"> <tr> <td>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</td> <td>(平成 19 年 9 月)</td> </tr> <tr> <td>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針</td> <td>(平成 25 年 10 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td> <td>(平成 24 年 7 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td> <td>(平成 22 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針</td> <td>(平成 11 年 3 月)</td> </tr> </table>	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成 19 年 9 月)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	(平成 25 年 10 月)	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)	日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)
全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(令和 元年 5 月)																															
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	(平成 25 年 10 月)																															
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)																															
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)																															
日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)																															
土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル	(平成 26 年 8 月)																															
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成 24 年 5 月)																															
PC フレーム協会 PC フレーム工法設計・施工の手引き	(平成 24 年 9 月)																															
斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領	(平成 28 年 3 月)																															
斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	(平成 19 年 12 月)																															
全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成 19 年 9 月)																															
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	(平成 25 年 10 月)																															
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)																															
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)																															
日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)																															

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
72	<p style="text-align: center;"><b>第6章 地すべり防止工</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>5-6-1-1 適用工種</p> <p>本章は、地すべり防止工における土工、暗渠工、集水井工、排水トンネル工、排土工及び押え盛土工、杭工、シャフト工（深礎工）、アンカー工、地すべり防止工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-6-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編</u>、<u>第2編材料編</u>、<u>第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>5-6-1-3 地すべりの監視体制の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、地すべりの活動状況（変動レベル）を勘案し、地すべりの移動状況を把握する観測及び地下水位の観測を行い、地すべり災害の予防あるいは被害を最小規模にとどめるための監視体制を構築しなければならない。</li> <li>受注者は、地すべりの監視に当たって、①観測機器の選定、②観測機器の配置、③観測方式の選定等について発注者に提出し承諾を得なければならない。</li> <li>受注者は、新たな亀裂の発生や観測データに異常が認められた場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p>林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p>	<p>(2) 参考資料</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
89	<p>(2) 参考資料</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 24 年 5 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成 22 年 4 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻 (平成 12 年 9 月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成 29 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成 25 年 12 月)</p> <p>土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月)</p>	<p>(2) 参考資料</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 24 年 5 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成 22 年 4 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻 (平成 12 年 9 月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成 12 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成 25 年 12 月)</p> <p>土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月)</p>
90	<p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 2 年 5 月)</p> <p>日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成 16 年 12 月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成 16 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成 29 年 12 月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針 (案) とその解説- (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p>	<p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 2 年 5 月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成 16 年 12 月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成 16 年 12 月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
96	<p>6-1-10-4 横断溝工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、横断溝の流下方向に地形や勾配に応じ、路面水等が自然流下する縦断勾配を設けなければならない。</li> <li>受注者は、横断溝蓋は、本体と路面に段差が生じないように施工しなければならない。</li> <li>横断溝に付設する舗装は、第2章舗装を準用するものとする。</li> </ol>	<p>6-1-10-4 横断工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、横断溝の流下方向に地形や勾配に応じ、路面水等が自然流下する縦断勾配を設けなければならない。</li> <li>受注者は、横断溝蓋は、本体と路面に段差が生じないように施工しなければならない。</li> <li>横断溝に付設する舗装は、<u>第2章舗装</u>を準用するものとする。</li> </ol>
101	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-2-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>林野庁 林道技術基準</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 4 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成 28 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 31 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59 年 10 月)</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和 55 年 12 月)</p> <p>国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成 16 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／<b>ポラードの設置便覧 (令和 3 年 3 月)</b></p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (<b>令和 2 年 6 月</b>)</p> <p>日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和 60 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 19 年 3 月)</p> <p>建設省 道路附属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)</p>	<p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和 55 年 12 月)</p> <p>国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成 16 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 元年 10 月)</p> <p>日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和 60 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 19 年 3 月)</p> <p>建設省 道路附属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
102	<p>日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和 3年 3月)</p> <p>日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和 3年 12月)</p> <p>土木学会 舗装標準示方書 (平成 27年 10月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針(案)とその解説－ (平成 29年 11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29年 11月)</p>	<p>土木学会 舗装標準示方書 (平成 27年 10月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針(案)とその解説－ (平成 29年 11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29年 11月)</p>
105	<p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、防護柵工の施工に当たって、「防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧 4-1. 施工」(日本道路協会、令和3年3月)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編 2-3-8 路側防護柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、防護柵工の施工に当たって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編 2-3-8 路側防護柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>
107	<p>6-3-1-5 強度測定</p> <p>コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下による。</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象当時と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
108	<p>林野庁 林道技術基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 30 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和 54 年 2 月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針 (案) とその解説－ (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p>	<p>林野庁 林道技術基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和 54 年 2 月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針 (案) とその解説－ (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p>
113	<p>6. フーチングの箱抜き施工</p> <p>フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成 30 年 12 月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6. フーチングの箱抜き施工</p> <p>フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成 31 年 2 月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行																																																												
117	<p style="text-align: center;"><b>第4章 鋼橋上部</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>6-4-1-1 適用工種 本章は、林道工事における工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、鋼橋足場等設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>6-4-1-2 適用規定(1) 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>6-4-1-3 適用規定(2) 本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編による。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>林野庁 林道技術基準</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>(令和 2 年 9 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td><td>(令和 2 年 9 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td><td>(平成 30 年 12 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成 26 年 3 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説</td><td>(平成 19 年 10 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧</td><td>(令和 3 年 3 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説</td><td>(昭和 54 年 1 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td><td>(平成 3 年 7 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋床版防水便覧</td><td>(平成 19 年 3 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧</td><td>(令和 2 年 9 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧</td><td>(昭和 45 年 4 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説</td><td>(昭和 59 年 4 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧</td><td>(令和 3 年 11 月)</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和 2 年 9 月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(令和 2 年 9 月)	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成 30 年 12 月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成 26 年 3 月)	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成 19 年 10 月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧	(令和 3 年 3 月)	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和 54 年 1 月)	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成 3 年 7 月)	日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成 19 年 3 月)	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧	(令和 2 年 9 月)	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧	(昭和 45 年 4 月)	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説	(昭和 59 年 4 月)	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧	(令和 3 年 11 月)	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成 29 年 11 月)	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成 29 年 11 月)	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>林野庁 林道技術基準</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td><td>(平成 29 年 11 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>(平成 27 年 3 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td><td>(昭和 55 年 8 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td><td>(平成 31 年 2 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成 26 年 3 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説</td><td>(平成 19 年 10 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説</td><td>(平成 28 年 12 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td><td>(平成 3 年 7 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋床版防水便覧</td><td>(平成 19 年 3 月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針</td><td>(平成 14 年 3 月)</td></tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成 27 年 3 月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和 55 年 8 月)	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成 31 年 2 月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成 26 年 3 月)	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成 19 年 10 月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成 28 年 12 月)	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成 3 年 7 月)	日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成 19 年 3 月)	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針	(平成 14 年 3 月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)																																																													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)																																																													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和 2 年 9 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(令和 2 年 9 月)																																																													
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成 30 年 12 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成 26 年 3 月)																																																													
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成 19 年 10 月)																																																													
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧	(令和 3 年 3 月)																																																													
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和 54 年 1 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成 3 年 7 月)																																																													
日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成 19 年 3 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧	(令和 2 年 9 月)																																																													
日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧	(昭和 45 年 4 月)																																																													
日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説	(昭和 59 年 4 月)																																																													
日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧	(令和 3 年 11 月)																																																													
日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成 29 年 11 月)																																																													
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成 29 年 11 月)																																																													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)																																																													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)																																																													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成 27 年 3 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和 55 年 8 月)																																																													
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成 31 年 2 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成 26 年 3 月)																																																													
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成 19 年 10 月)																																																													
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成 28 年 12 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成 3 年 7 月)																																																													
日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成 19 年 3 月)																																																													
日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針	(平成 14 年 3 月)																																																													

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
120	<p>6-4-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6-4-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>
124	<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)</p> <p>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年11月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月)</p>	<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年2月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
126	<p>6-5-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6-5-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>
140	<p>林野庁 林道技術基準</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成15年11月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説[2016年制定] (平成28年8月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説[2016年制定] (平成28年8月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説[2016年制定] (平成28年8月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月)</p> <p>建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様 (昭和43年12月)</p> <p>国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)</p> <p>厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)</p>	<p>林野庁 林道技術基準</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成15年11月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成28年8月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月)</p> <p>建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様 (昭和43年12月)</p> <p>国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)</p> <p>厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
145	<p>10. 型枠材料 受注者は、型枠は、メタルフォーム又はスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。</p> <p><u>11. 横断目地</u> <u>トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>12. 打設時期 受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>10. 型枠材料 受注者は、型枠は、メタルフォーム又はスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。</p> <p>11. 打設時期 受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>
150	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-8-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (令和2年8月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編) (平成28年11月)</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)</p>	<p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (平成27年6月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編) (平成28年11月)</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成29年11月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
168	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-9-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本建設機械<b>施工</b>協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）</p> <p>本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-9-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）</p> <p>本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）</p>
170	<p>4. 凍結防止剤の保管等</p> <p>受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8 貯蔵及び積み込み」（日本建設機械<b>施工</b>協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4. 凍結防止剤の保管等</p> <p>受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8 貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
171	<p>2. 適用規定</p> <p>人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5 雪崩の処理」（日本建設機械施工協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2. 適用規定</p> <p>人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5 雪崩の処理」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>
172	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-10-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和5年10月改定 新旧対照表

頁	改正後	現行
185	<p>27. 騒音と粉じん</p> <p>受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、<u>第1編1-1-31</u>環境対策の規定によらなければならない。</p> <p>なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>27. 騒音と粉じん</p> <p>受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、<u>第1編1-1-30</u>環境対策の規定によらなければならない。</p> <p>なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>
186	<p>29. 超音波探傷試験の検査技術者</p> <p>超音波対象試験の検査技術者は、<u>JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に基づく</u>2種以上の有資格者とする。</p>	<p>29. 超音波探傷試験の検査技術者</p> <p>超音波対象試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</p>
187	<p>6. 騒音と粉じん対策</p> <p>施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、<u>第1編総則1-1-31</u>環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>	<p>6. 騒音と粉じん対策</p> <p>施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、<u>第1編総則1-1-30</u>環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>